

事業主の皆さまへ

平成25年1月1日以降運営開始予定の事業所内保育施設について

「**事業所内保育施設設置・運営等支援助成金**」は、
以下の内容で**平成25年度予算を要求中**です

【注意】

- 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金については、行政事業レビュー公開プロセスにおける「抜本的改善」との指摘も踏まえ、平成25年度概算要求において、次のような見直しを行うこととしております。
- 見直しの内容は現段階のものであり、平成25年度の実際の支給内容をお約束するものではありません。
- これらの見直しは、特にことわりのない限り、**平成25年1月1日以降運営開始予定の施設について、認定申請受付再開後(平成24年10月下旬予定)、本助成金の認定申請を新たに行う事業主が対象**となります。
- 平成25年1月1日以降運営開始予定の施設は、建築工事着手後でも、認定申請をすることが可能となります(平成24年10月下旬以降を予定)。

支給対象となる事業所内保育施設

- **平成25年1月1日以降に運営開始**する事業所内保育施設
- **保育施設の最低定員 10人 ⇒ 6人**を対象とします。
- 入所乳幼児数が、**施設定員の60%以上**(中小企業は30%以上)
かつ、自社で雇用する労働者が養育する乳幼児が全入所乳幼児の半数以上
いる施設
(25年4月1日以降の運営費より、すでに認定を受けた事業所内保育施設も含め、すべての事業所内保育施設を対象として適用を予定しています)



支給の内容

【注意】見直しの内容は現段階のものであり、平成25年度の支給内容をお約束するものではありません。

（設置費・建替費・増築費）

- **助成率 大企業 $1/2 \Rightarrow 1/3$**
（中小企業は設置費2/3, 建替費・増築費1/2で変更ありません）
- **限度額 大企業の設置費・建替費**
 $2,300万円 \Rightarrow 1,500万円$
（中小企業は2,300万円に変更ありません）
大企業の増築費
 $1,150万円 \Rightarrow 750万円$
（中小企業は1,150万円に変更ありません）
- **支給は、2回の分割支給とします**
（運営開始の初年度と3年度目に支給要件を満たした場合に支給）

（運営費）

- **助成期間 最長10年 \Rightarrow 最長5年**
（運営費の助成率は大企業1/2、中小企業2/3のまま変更ありません）
- **支給対象となる運営費から**
月額1万円×施設定員（最大10人）×運営月数の相当額を控除します
（中小企業については月額5千円）
25年4月1日以降の運営費よりすでに認定を受けた事業所内保育施設も含め、すべての事業所内保育施設を対象として適用を予定しています。

（保育遊具等購入費）

- **廃止します**

その他、病院内保育所施設整備事業及び病院内保育所運営事業と本助成金との関係の整理を新たに行う予定です。

＜お問い合わせ先＞

厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課育児・介護休業推進室
03-5253-1111内線7859

